

総社市告示第90号

総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成29年総社市告示第93号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="244 616 976 646"><u>総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱</u></p> <p data-bbox="208 689 286 719">（趣旨）</p> <p data-bbox="159 724 1111 975">第1条 この要綱は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）及び同法に基づく命令（以下「法令」という。）並びに<u>総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成29年総社市条例第16号。以下「条例」という。）及び<u>総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u>（平成29年総社市規則第18号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1214 616 2002 646"><u>総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱</u></p> <p data-bbox="1176 689 1254 719">（趣旨）</p> <p data-bbox="1126 724 2078 975">第1条 この要綱は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）及び同法に基づく命令（以下「法令」という。）並びに<u>総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成29年総社市条例第16号。以下「条例」という。）及び<u>総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u>（平成29年総社市規則第18号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。